

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和40年岩手県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="167 952 770 1624"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="167 952 770 1003">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1003 655 1624"> 3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学I L C推進室、<u>台風災害復旧復興推進室</u>、国際室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員(室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。) </td> <td data-bbox="655 1003 770 1624">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>5 広域振興局の審査指導監(盛岡広域振興局盛岡審査指導監、<u>県南広域振興局花巻審査指導監及び一関審査指導監並びに県北広域振興局久慈審査指導監</u>の審査指導監を除く。) <u>並びに</u> 県南広域振興局の部長、保健福祉室長及び特命参事並びに沿岸広域振興局及び県北広域振興局の地域振興センター、保健福祉環境センター</p>	[略]		3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学I L C推進室、 <u>台風災害復旧復興推進室</u> 、国際室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員(室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。)	[略]	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="857 952 1460 1624"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="857 952 1460 1003">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="857 1003 1345 1624"> 3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学I L C推進室、国際室、<u>交通政策室、ラグビーワールドカップ2019推進室</u>、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員(室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。) </td> <td data-bbox="1345 1003 1460 1624">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>5 広域振興局の審査指導監(盛岡広域振興局盛岡審査指導監<u>並びに</u> 県南広域振興局花巻審査指導監及び一関審査指導監の審査指導監を除く。)、<u>県南広域振興局の部長、産業振興室長、保健福祉室長及び特命参事、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の部長及び室長</u>並びに沿岸広域振興局及び県北広域振興局の地域振興セ</p>	[略]		3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学I L C推進室、国際室、 <u>交通政策室、ラグビーワールドカップ2019推進室</u> 、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員(室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。)	[略]
[略]									
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学I L C推進室、 <u>台風災害復旧復興推進室</u> 、国際室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員(室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。)	[略]								
[略]									
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学I L C推進室、国際室、 <u>交通政策室、ラグビーワールドカップ2019推進室</u> 、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員(室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。)	[略]								

<p>、農林振興センター、水産振興センター及び土木センターの所長（<u>岩泉土木センター所長を除く。</u>）及び室長</p>		<p>ンター、保健福祉環境センター、農林振興センター、水産振興センター及び土木センター（<u>岩泉土木センターを除く。</u>）の所長</p>	
[略]		[略]	
<p>6 広域振興局の室の職員（納税室長、課税室長、県税室長、保健福祉室長及び農業振興室長、盛岡広域振興局農政部八幡平農業改良普及室長及び県南広域振興局の農業改良普及室長以外の農業改良普及室長、県南広域振興局農政部農村整備室長以外の農村整備室長、林務室長、管理用地室長、道路河川室長、建築住宅室長並びに普及サブセンター及び林務出張所の職員を除く。）</p>	[略]	<p>6 広域振興局の室の職員（<u>産業振興室長</u>、納税室長、課税室長、県税室長、保健福祉室長及び農業振興室長、盛岡広域振興局農政部八幡平農業改良普及室長及び県南広域振興局の農業改良普及室長以外の農業改良普及室長、県南広域振興局農政部農村整備室長以外の農村整備室長、林務室長、管理用地室長、道路河川室長、建築住宅室長並びに普及サブセンター及び林務出張所の職員を除く。）</p>	[略]
<p>7 広域振興局の地域振興センター、総務センター、県税センター、保健福祉環境センター、農林振興センター（普及サブセンター及び林務出張所を除く。）、農村整備センター、水産振興センター及び土木センター（整備事務所及びダム建設事務所を除く。）の職員（<u>前2項に掲げる職員を除く。</u>）</p>	[略]	<p>7 広域振興局の地域振興センター、総務センター、県税センター、保健福祉環境センター、農林振興センター（普及サブセンター及び林務出張所を除く。）、農村整備センター、水産振興センター及び土木センター（整備事務所及びダム建設事務所を除く。）の職員（<u>5の項及び前項に掲げる職員を除く。</u>）</p>	[略]
[略]		[略]	
<p>9 広域振興局の職員で5の項から前項までに掲げる職員並びに局長、保健福祉環境技監、副局長、盛岡広域振興局、<u>沿岸広域振興局及び県北広域振興局の部長並びに盛岡広域振興局盛岡審査指導監及び県北広域振興局久慈審査指導監の審査指導監並びに県北広域振興局の農業改良普及室長及び農村整備室長並びに沿岸広域振興局及び県北広域振興局の経営企画部</u><u>県税室長</u>以外のもの</p>	[略]	<p>9 広域振興局の職員で、<u>5の項から前項</u>までに掲げる職員、<u>局長</u>、保健福祉環境技監、副局長、盛岡広域振興局の部長及び盛岡広域振興局盛岡審査指導監の審査指導監以外のもの</p>	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

（気象予警報等事務処理規程の一部改正）

第2条 気象予警報等事務処理規程（昭和40年岩手県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(気象予警報の処理)

第3条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長（以下「市町村長等」という。）並びに広域振興局の副局長（県南広域振興局にあっては、広域振興局長が指名する副局長）及び経営企画部長（県北広域振興局に限る。以下「広域振興局副局長等」という。）並びに岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等に置く関係する室、課及び所の長（以下「関係課長等」という。）、医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長及び教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。この場合において、市町村長等及び広域振興局副局長等に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知（以下「一斉通知」という。）により行うものとする。

2 広域振興局副局長等は、前項の通知を受領したときは、関係出先機関の長に通知するものとする。

3 総合防災室長及び広域振興局副局長等は、第1項又は前項の通知を行う気象予警報の種類ごとの通知先を定めるものとする。

4 正規の勤務時間外、休日等における気象予警報は、当直員が受領し、総合防災室長及び広域振興局副局長等が定めるところにより、それぞれ処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置されている場合は、別に定めるところにより当該本部の職員が処理するものとする。

(気象予警報等受領担当者)

第5条 総合防災室長、広域振興局副局長等、第3条第1項の通知等を受ける関係課長等及び同条第2項の通知を受ける出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当する者（以下「気象予警報等受領担当者」という。）を定めるものとする。

2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、関係課長等にあつては総合防災室長に、出先機関の長にあつては広域振興局副局長等に通知するものとする。

(所属長等に対する報告)

第6条 [略]

2 当直員は、気象予警報等を受領したときは、これに気象予警報等処理票（様式）を添付し、当該勤務終了後本庁の当直員にあつては総合防災室長に、広域振興局の当直員にあつては広域振興局副局長等に報告するものとする。

様式（第9条関係）

[略]

(気象予警報の処理)

第3条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長（以下「市町村長等」という。）並びに広域振興局副局長（県南広域振興局にあっては、広域振興局長が指名する副局長。以下同じ。）並びに岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等に置く関係する室、課及び所の長（以下「関係課長等」という。）、医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長及び教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。この場合において、市町村長等及び広域振興局副局長に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知（以下「一斉通知」という。）により行うものとする。

2 広域振興局副局長は、前項の通知を受領したときは、関係出先機関の長に通知するものとする。

3 総合防災室長及び広域振興局副局長は、第1項又は前項の通知を行う気象予警報の種類ごとの通知先を定めるものとする。

4 正規の勤務時間外、休日等における気象予警報は、当直員が受領し、総合防災室長及び広域振興局副局長が定めるところにより、それぞれ処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置されている場合は、別に定めるところにより当該本部の職員が処理するものとする。

(気象予警報等受領担当者)

第5条 総合防災室長、広域振興局副局長、第3条第1項の通知等を受ける関係課長等及び同条第2項の通知を受ける出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当する者（以下「気象予警報等受領担当者」という。）を定めるものとする。

2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、関係課長等にあつては総合防災室長に、出先機関の長にあつては広域振興局副局長に通知するものとする。

(所属長等に対する報告)

第6条 [略]

2 当直員は、気象予警報等を受領したときは、これに気象予警報等処理票（様式）を添付し、当該勤務終了後本庁の当直員にあつては総合防災室長に、広域振興局の当直員にあつては広域振興局副局長に報告するものとする。

様式（第6条関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(行政文書管理規程の一部改正)

第3条 行政文書管理規程（平成11年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第31条関係）			別表（第31条関係）		
文書記号			文書記号		
1 本庁			1 本庁		
部局等	課 等	記 号	部局等	課 等	記 号
[略]			[略]		
政策地域部	[略]	[略]	政策地域部	[略]	[略]
	情報政策課	情政		情報政策課	情政
				<u>三陸防災復興プロジェクト</u>	<u>三</u>
				<u>2019推進課</u>	
	地域振興室	地振		地域振興室	地振
		科学 I L C 推進室	科学 I L C 推進室	科	
		<u>台風災害復旧復興推進室</u>		<u>台</u>	
		国際室	国際室	国	
			<u>交通政策室</u>	<u>交</u>	
文化スポーツ部	[略]	[略]	文化スポーツ部	[略]	[略]
	<u>ラグビーワールドカップ</u>		<u>ラグビーワールドカップ</u>		
	<u>2019推進課</u>		<u>2019推進室</u>		
[略]			[略]		
県土整備部	[略]	[略]	県土整備部	[略]	[略]
	港湾課	港	港湾課	港	
	<u>空港課</u>	<u>空</u>			
[略]			[略]		
2 [略]			2 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。			備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。